

インバウンド推進事業費補助金 を使って

外国人旅行客とのコミュニケーションをスムーズにし、売上 UP しませんか?

メニューを多言語化して

商品を詳しく説明

⇒注文数が増えて客単価 UP



クレジットカード決済を導入

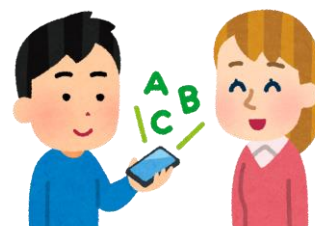
⇒手持ちの現金が少ない人でも
安心してお買い物



翻訳機を使って

スムーズにコミュニケーション

⇒また来るね!とリピーター獲得



対象者

次の要件をすべて満たす方が対象です

- 外国人旅行客受け入れに積極的に取り組む事業者

飲食

宿泊

小売

観光

交通

- 市内に事業所を有し、物の販売又はサービスの提供が継続的におこなっていること
- 市税を滞納していないこと

対象事業

①多言語案内整備事業

- ・施設内外の多言語の看板、案内板の設置
- ・多言語のパンフレットの作成、
- ・多言語の案内・PR 動画の作成
- ・デジタルサイネージの設置 など



②キャッシュレス決済環境整備事業

- ・国際的に対応可能な
クレジットカード等決済端末の導入



③免税店等環境整備事業

- ・パスポートリーダー、パスポートスキャナーの導入
- ・決済端末及び専用レジ・システムの導入

④多言語コミュニケーションツール導入事業

- ・多言語音声翻訳機器の導入

⑤公衆無線LAN (Wi-Fi) 整備事業

- ・公衆無線LANの設置



※外国人観光客の受入環境の整備や誘客に結び付く事業が対象となります
※補助対象となる経費は各事業により異なります
※多言語案内整備事業には、使用する言語の種類など別途要件があります

詳しくは
久留米市 HP から



補助金交付額

補助対象経費の2分の1以内、かつ10万円（多言語コミュニケーションツール導入事業は5万円）を限度とします。

募集期限

令和8年2月6日（金曜日）まで

※補助総額が所定の予算額を超えた場合は、その時点で受付を終了します

※事業完了報告は令和8年2月27日（金曜日）までに提出する必要があります

申請の流れ

①事前相談【12月26日まで】

②補助金交付申請書の提出【2月6日締切】

③交付決定通知（市→申請者）

④事業の開始

⑤事業の完了

⑥実績報告書の提出【2月27日締切】

⑦補助金確定通知（市→申請者）

⑧補助金の請求

⑨補助金の支払い（市→申請者）

※ただし、記載する期日は予算執行状況による

申請書類

補助金申請に必要な書類は以下の通りです。

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・事業収支計画書
- ・役員名簿
- ・作成物や導入システム等が確認、説明できる書類(企画書、パンフレットなど)
- ・補助対象事業に係る見積書
- ・市税の滞納なし証明書

※事業の着手前に申請する必要があります。契約済み、着工済みの事業は対象となりません。

※申請書等のデータは、市ホームページでダウンロードできます



申請書は
こちらから

問い合わせ・申請書提出先

久留米市 観光・国際課（担当：美馬（みま）・小田）

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

TEL:0942-30-9137 FAX:0942-30-9707

E-mail:kanko@city.kurume.lg.jp